

心身障害者(児)及びその家族との  
区政を話し合う集い

令和5年7月18日

## 心身障害者(児)及びその家族との区政を話し合う集い

令和5年7月18日

### 【広報課長】

皆様、おはようございます。

開会のお時間となりましたので、ただいまから心身障害者(児)及びその家族との区政を話し合う集いを始めさせていただきます。

それでは、まず初めに、成澤廣修区長よりご挨拶を申し上げます。

### 【区長】

皆さん、おはようございます。

心身障害者(児)とその家族との区政を話し合う集いということで、年に1回の大切な機会に、今日は早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。

昨年度、障害者(児)実態・意向調査を行いまして、皆様にも様々な形でご協力をいただきました。計画を作るときには、皆さんからも常に言われていますけれども、障害者自身が参加をすることがとても大切でありますので、皆さんの声をしっかりと令和6年度から8年度を期間とする新しい障害者・児計画に反映をさせて、3月までの策定を目指してまいりたいと思います。

この間、障害福祉に関わる最近の動向ですが、令和6年度開設予定で区立の放課後等デイサービス事業所を整備する予定にしております。中高生向けの放課後デイサービスとして、区立の施設としては2か所目ということで、実は中高生向けに区立で放課後デイサービスの施設を整備しているのは、23区で文京区だけということです。これは、なかなか民間の事業者が参入しづらい状況が本区にはあるということだというふうに思っておりまして、ニーズ等を勘案した上で、区立としての2か所目の整備を行うものでございます。

また、その場所を活用して、家族の急病等により自宅で1人で過ごすことが難しくなった方を、緊急一時的に受け入れる事業を開始いたします。

また、コロナ禍の中で様々な区立の障害者施設でのイベントも制限をされてまいりましたが、4年ぶりに地域で開かれたイベントを開催いたします。11月には大塚福祉作業所、小石川福祉作業所、若駒の里(本郷福祉センター)でそれぞれ一歩いっぽ祭りやほんわかまつりを開催する予定で、地域の皆さんと障害者の皆さんとの交流の場ということも、いよいよ確保、コロナ禍が続いてはいますが、しっかりと確保をしていきたいと思っております。

また、バスのレクリエーションですとか通所施設の合同運動会ですとか、若干の変更はありますが、今年も実施をする予定です。これらの施策によって、皆さんがこの地域で引き続き住んでいてよかったとっていただけるまちになるために、これからは我々も努力をしたいと思いますし、皆さんと共にまちづくりを進めてまいりたいと思います。

今日は限られた時間ですが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

**【広報課長】**

ありがとうございました。

続きまして、本日、手話通訳をお願いしているお二人の方をご紹介します。

文京手話会の斎藤洋子さんです。もう一方、同じく文京手話会の鈴木節子さんです。よろしくお願いたします。

次に、本日出席しております区の職員をご紹介します。

まず、前列になりますが、皆様から向かって区長の右隣になります。大川秀樹企画政策部長です。

**【企画政策部長】**

大川でございます。よろしくお願いたします。

**【広報課長】**

区長の左隣が、竹越淳福祉部長です。

**【福祉部長】**

どうぞよろしくお願いたします。

**【広報課長】**

その隣が、竹田弘一総務部長です。

**【総務部長】**

どうぞよろしくお願いたします。

**【広報課長】**

その隣が、矢内真理子保健衛生部長です。

**【保健衛生部長】**

矢内でございます。どうぞよろしくお願いたします。

**【広報課長】**

続きまして、後ろの列にまいります。皆様から向かって一番右側の席からご紹介いたします。渡邊了危機管理室長です。

**【危機管理室長】**

よろしくお願ひします。

**【広報課長】**

鶉沼秀之区民部長です。

**【区民部長】**

鶉沼と申します。よろしくお願ひいたします。

**【広報課長】**

子ども家庭部長の代理の篠原秀徳子育て支援課長です。

**【子育て支援課長】**

よろしくお願ひいたします。

**【広報課長】**

橋本淳一障害福祉課長です。

**【障害福祉課長】**

橋本です。よろしくお願ひします。

**【広報課長】**

吉田雄大土木部長です。

**【土木部長】**

どうぞよろしくお願ひいたします。

**【広報課長】**

新名幸男教育推進部長です。

**【教育推進部長】**

よろしくお願ひいたします。

**【広報課長】**

そして、私は、本日の進行を務めさせていただきます広報課長の日比谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、この後意見交換に入りますが、その前に何点か本日の集いを行うに当たってのご連絡を申し上げます。

まず、本日の開催時間は2時間となります。終了時刻は正午を予定しております。この時間の中で意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、本日の集いの進め方についてご説明いたします。まず、本日ご参加の各団体様からは、

あらかじめご要望等を頂戴しております。まずそのご要望などにつきましては、私のほうからその要旨をお伝えいたします。その上で、ご要望等の内容に補足等、各団体様の代表の方からご発言をいただければと思います。その後、担当部署からご回答をさせていただく形で進めてまいります。

順番は、1つの団体様のお答えが終わりましたら次の団体に進むということを繰り返す形で進行させていただきます。

全ての団体との質疑応答が一通り終了した後に、時間の許す範囲でその他のご質問等を対応することとさせていただきます。スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

本日は、手話通訳等をお願いしていることもございますので、ご発言等はゆっくりとお話しいただくということを心がけていただきますようお願いいたします。

最後に、本日の記録用といたしまして、この集いの様子につきましては録音をさせていただきますとともに、会場後方からの写真撮影をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

説明は以上です。

それでは、早速意見交換に入らせていただきます。

最初に、文京区家族会様からです。文京区家族会様からは、3点ご要望をいただいております。

1点目は、他自治体でも実施している精神障害者に対する福祉タクシー券及び自動車燃料費助成制度の創設をお願いしたい。

2点目は、住居に関わる施策、家賃補助、滞在型グループホームの充実をお願いしたい。

3点目は、精神障害への理解、差別解消のための教育、啓蒙活動の充実についてお願いしたいという要望をいただいております。

文京区家族会様の代表者様からの内容の補足等、ご発言はございますでしょうか。

#### 【文京区家族会】

文京区家族会の会長、〇〇と申します。最初に説明させていただいてありがとうございます。

福祉タクシー券及び自動車燃料助成を精神障害者にもお願いいたしますというふうにも今年も要望させていただいたんですけども、これ、昨年と同じ要望を出しております。昨年ご回答いただいたときには、区独自の事業として実施しているということで、ほかの東京都であるとか区では、今のところ考えがないということなので、文京区のほうにお願いしているわけなんですけれども、区の財政状況を踏まえ、実施内容を決定しておりません。現在のところは対象

として事業を実施する予定はありませんが、検討してまいりますというご回答をいただいております。

こちらの要望、先日、7月13日の文京区議会にて、自由民主党の市村議員の代表質問でも取り上げていただきまして、その際にも、一応検討なしというふうにご回答はいただいているんですけども、これ、なぜ何回も同じように要望をお願いしているかというのと、今、いろんな精神障害者の家族会を持っている区は、かなりタクシー券については要望を出しておりまして、練馬区、中央区、港区、杉並区、そのほかの区でもどんどんと実施されている状況なんです。

確かにお金がかかることなんですけれども、精神障害ということの病気の特性というのを、まずはちょっとよく知っていただくということもあるのかなと思うんです。なぜ体は動くのにタクシー券が必要なのか。1割助成が福祉手帳を持っていればあるんですけども、それがあからいいじゃないか、そういった形で済ませてほしくはないなというふうに考えておりまして。一見、見た目はやっぱりちょっと分からないというところもありますし、私も当事者ではないのであれなんですけれども、すごく疲れやすい病気なんです。それまで元気に行きはどこかに行った場合、行きは元気に行っていたのに、突然フリーズして動かなくなってしまう。そんなようなことも確かに私の娘にありました。

それから、通院に行っていらっしゃるご家族、当事者の方、多分親御さんと一緒に行かれる方も多いかとも思うんですけども、都営交通は割引があるので、バスを乗り継いでということになりますけれども、やはり具合の悪いときに通院しなければならないという、服薬、精神障害は治る病気とは言われておりますけれども、生涯薬を飲まなければならないというつらい現実もあるので、通院する側に、やはりこの猛暑の暑さの中、また具合の悪い中、ちょっとタクシーを使えたらよかったのにな。バスに乗るのもちょっと混んでいるし、お年寄り多いし、つらいなというときもございます。

それから、ちょっと本人が、当事者の方がちょっと興奮して、公共交通機関は無理かなという場合、結構あるんですよ。そういったいろいろな理由はあるんですけども、ほかの障害の方には出ているものが、精神障害者には出ていない。何でですかねというところが一番ネックにはなっています。

すぐにとは、難しいかとは思いますが、続けてちょっとお願いしてみたところがございます。

タクシー券についてはそんなような形で、後の2、3についても、毎回同じようなことをお願いはしているんですけども、この障害者（児）実態・意向調査報告書、私も委員会に出席

させていただいて、大変ありがたく思っていますけれども、これを改めて精神障害者の方はどんなことで困っているんだろうというふうに読みますと、やはり経済的な問題が一番です。中等の、例えば精神障害、生まれつきということも多少あるかどうかというところは分からないんですけども、多くの方は思春期から青年期、あるいは仕事を始めてからとか、途中で病気になられる方が多いので、今まで元気だった方が突然病気になって、経済的には大変困る。そして、精神的にも、周りの家族も何でこうなっちゃったんだろうということで、あたふたと困ってしまう。地域で自立してお一人で暮らしていらっしゃる精神障害者の方はたくさんいらっしゃると思うんですね。この報告書でもおひとり暮らしの方は大分増えております。そういった方も、障害者年金を頂きながらということもあるかと思うんですけども、なかなか経済的には苦しい中、どうにかして、やっぱりちょっと後ろめたい気持ちとかがあるのかな。どうにかして本当は働きたいなと思っているけれども、なかなか働くことも叶わないというところで、やはり経済的な問題が一番だと思うんです。そこを少しずつ区のほうで助成していただけると助かるなというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

**【広報課長】**

ありがとうございました。

それでは、いただいた3点のご要望について、順番に回答いたします。よろしく願いいたします。

**【保健衛生部長】**

保健衛生部長でございます。

詳しくご要望いただきありがとうございました。

福祉タクシー券の交付制度につきましては、現在のところは精神障害者は対象として事業を実施する予定はございませんが、今後につきましては、お話にありました先行自治体での導入事例を参考に研究してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

**【福祉部長】**

それでは、ご要望の2につきまして、福祉部長よりご回答させていただきます。

障害者等の入居を拒まない民間賃貸住宅を区に登録していただき、障害者等に紹介するすまいる住宅登録事業を実施しております。登録住宅は、区ホームページに掲載しているほか、障害者基幹相談支援センターでもご覧いただけます。

また、区内の不動産関係団体が推薦する不動産店25店舗を住まいの協力店とし、障害者等が

住宅を探す際に適正な情報提供や相談に応じるほか、すまいる住宅の仲介を行っています。

さらに、立ち退きや住環境の改善のために、区内の民間賃貸住宅から民間賃貸住宅へ住み替える障害者等を対象に、移転費用、上限15万でございすが、移転費用や住み替え前後の家賃の差額、上限月額2万円で最長2年間を助成する移転費用等助成事業や、区が協定を締結する民間保証会社の債務保証サービスを紹介するとともに、費用の一部を助成するすみかえサポート事業等を実施しておりますので、ぜひご活用ください。

#### 【保健衛生部長】

続きまして、精神障害者の方についてでございます。

障害のある方が地域の中で安心して自立した生活を送るために、グループホーム等の施設整備の必要性は認識しております。今後も施設整備促進のために、グループホームを開所する社会福祉法人等への初期費用助成を行ってまいります。

また、グループホームから退所され単身での生活を希望される方につきましては、退所後の住居確保のお手伝いや相談支援を行う事業を実施しております。

また、区では、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を進める仕組みでございます。精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めております。同システムを構築する上で、精神疾患や精神障害に関する理解、普及啓発を推進することは最も重要な要素の一つであると認識しております。取組を図るべきものと考えております。

そのため、令和4年度には厚生労働省との共催により、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対して、できる範囲で手助けをする人を要請するこころサポーター養成研修を実施いたしました。サポーターが要請されていくことで、地域における普及啓発に寄与するとともに、精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的とした研修となっているため、引き続き今年度についても実施してまいります。

また、精神保健に関する知識の普及のため、区民などを対象とした専門家による精神保健講演会を実施しております。

以上でございます。

#### 【広報課長】

ありがとうございました。

では、次の団体様の要望に進ませていただきます。



次は、文京区肢体障害者福祉協会様からです。

福祉協会様からは、3点ご要望をいただいております。要旨をご紹介します。

1点目は、車椅子使用者やつえ使用者にとって、歩きスマホは大変危険となっており、区での注意喚起の対策についてお願いしたい。

2点目は、車いす用の住宅が少なく、今後、収入が減った場合など、区内で住宅を探すのは不安が多い。重度障害者に対する区の住宅補助についてお願いしたい。

3点目、区役所等での60歳以上の障害者雇用について。

以上のご要望をいただいております。

今、要旨をご説明しましたが、何か補足等があればご発言をお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【文京区肢体障害者福祉協会】**

ありません。

**【広報課長】**

それでは、回答をいたします。

土木部長からお願いいたします。

**【土木部長】**

歩きスマホなどのながらスマホをしている人に注意喚起をするため、交通安全運動や交通安全全区民のつどいなどの各種催し実施時などに、警察、関係機関等と協力し、ながらスマホの危険性の周知、マナー向上を図ってまいります。

**【福祉部長】**

続きまして、区の住宅補助についてご回答いたします。

立ち退きや住環境の改善のために、区内の民間賃貸住宅から民間賃貸住宅へ住み替える障害者等を対象に、上限15万円の移転費用や住み替え前後の家賃の差額、これも月額上限2万円、最長2年間となりますが、を助成する移転費用等助成事業のほか、すまいる住宅登録事業やすみかえサポート事業等から成る文京すまいるプロジェクトを実施しており、現時点で新たな住宅補助制度の創設は考えておりませんが、ぜひ文京すまいるプロジェクトをご活用ください。

**【総務部長】**

続きまして、60歳以上の障害者雇用について回答いたします。

令和5年度以降の正規職員の障害者採用選考において、障害者の雇用機会拡大の観点から、32歳未満であった年齢要件の上限部分が段階的に引き上げられることとなったため、60歳以上

の障害者の雇用も可能となりました。会計年度任用職員については、従前から年齢や障害の有無などの要件を設けておらず、対象者を限定としない募集を行っております。

なお、正規職員採用の作業については、経過措置がございまして、令和5年度、令和6年度の選考年度においては、61歳未満の方が対象となっております。また、令和7年度、令和8年度においては62歳未満、令和9年度、令和10年度においては63歳未満、令和11年度、令和12年度においては64歳未満、令和13年度以降においては65歳未満が対象となっております。

以上でございます。

#### 【広報課長】

では、次の団体様の要望に進めさせていただきます。

続きまして、文京区視覚しょうがい者協会様から、4点ご要望いただいております。

1点目は、一人でも多くの視覚障害者が、文書の作成、メールのやり取り、電話をかけられるように、パソコンとスマートフォンの教室を継続していただきたい。

2点目、警察に対して、音響式信号機やエスコートゾーンの設置の要望を一緒にしていただきたい。歩道でも鉄道でも視覚障害者の安全を守るため、歩きスマホの禁止等のマナーを広く周知するとともに、福祉学習などで声がけ運動の大切さを伝えてほしい。電動キックボードについては、視覚障害者のみならず全ての区民の安全を守るための対策を講じてほしい。

3点目は、心のバリアフリーの獲得を目的に、福祉学習の充実を図ってほしい。

4点目が、視覚障害者の職域拡大の一つとして、文京区でも視覚障害者をヘルスキーパーとして優先的に採用してほしい。

以上、4点のご要望をいただいております。

代表者様から内容の補足等、発言がございましたらお願いします。時間の限りがあるので、なるべくコンパクトにできればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 【文京区視覚しょうがい者協会】

特にありません。

#### 【広報課長】

それでは、区側の回答をさせていただきます。

障害福祉課長からお願いいたします。

#### 【障害福祉課長】

初めに、デジタル化についてお答えします。

文京区が委託してリアン文京で実施しているパソコンとスマートフォンの教室では、自身も

視覚障害者である講師が、受講者の希望に沿った形で講義を進めております。視覚障害者は操作に時間がかかるという実情を踏まえ、時間を他の講座よりも長めに設定するなど、配慮に努めております。今後も、視覚障害者の方々がデジタル化の利便性を感じられるように、委託先と相談しながら取組を進めてまいります。

#### 【土木部長】

続きまして、安全な歩行を守るための対策について、土木部から回答いたします。

まず、信号機につきましては、歩行者の安全、交通量、道路環境など様々な事情を考慮して、交通管理者である警察が決定しております。音響信号機とエスコートゾーンの拡充については、交通安全確保の観点から、交通管理者である警察に要望してまいります。

次に、電動キックボードや歩きスマホなどを行っている人に注意喚起をするため、交通安全運動や交通安全区民のつどいなどの各種催し実施時などに、警察、関係機関などと協力し、電動キックボード及び歩きスマホなどの危険性の周知、マナーの向上を図ってまいります。

#### 【福祉部長】

続きまして、福祉学習につきまして、福祉部長よりご回答いたします。

文京区社会福祉協議会では、平成14年度より社会福祉協議会職員や地域のボランティアの方々が小・中学校等に出向いて福祉学習を実施しております。引き続き障害のある方のお話や身体の不自由な方の疑似体験等の機会の提供を通して、心のバリアフリーを前提とした地域共生社会づくりを推進する福祉学習の実施に取り組んでまいります。

#### 【教育推進部長】

次に区立小・中学校での福祉教育について、教育推進部長より回答いたします。

障害のある方を講師に招き、パラスポーツの体験を行ったり、アイマスク体験や盲導犬体験などの疑似体験を行ったりと、障害者理解の促進を図っております。また、通常の学級に在籍する子供と特別支援学級に在籍する子供が共に学ぶ交流及び共同学習を推進しており、子供たちは誰でも互いの人格と個性を認め、尊重し、支え合うことの大切さを学んでおります。今後も子供たちが共生社会を形成していく担い手となるよう、様々な人々への理解につながる教育活動を行ってまいります。

#### 【総務部長】

続きまして、就業について、総務部長から回答いたします。

正規職員については、あんま師、マッサージ指圧師等のあはき師やヘルスキーパーといった職種が存在しないため、制度上、採用ができないこととなっております。また、会計年度任用

職員についても、原則、正規職員の職種で整理することとなっており、現時点では上記職種の設定はございません。

#### 【広報課長】

次は、文京区聴覚障害者協会様からご要望をいただいております。

聴覚障害者協会様からは多くのご意見、ご要望をいただいておりますので、前半・後半に区切って回答するように進めさせていただきます。

前半部分では、まず、文京区手話言語条例についてご要望がございました。

1点目、ろう者の手話の利用が制約、差別を受けた歴史、手話を獲得、習得する権利、手話を学ぶ、手話を使う権利など、手話言語に関わる5つの権利について、手話言語条例に内容を含めてほしい。

2点目、医療・介護・保健、教育、災害時・緊急時の施策を個別条文にしてほしい。

3点目、手話言語による情報の取得、発信を施策の推進に加えてほしい。東京都手話言語条例同様、施策の柱としてほしい。

4点目、手話言語の獲得・発達のため、乳幼児期の保護者への支援を加えてほしい。

次に、聴覚障害者の福祉に関して、以下の5点以降、9点目までご要望をいただいております。

5点目、緊急ペンダントの対象者の拡大をしてほしい。

6点目、夜間休日の緊急時の派遣受付体制の構築について。

7点目、障害者会館のパーティション及びトイレの修理について。

8点目、聴覚障害者団体が文京区の施策の形成の場に参加できるようにしてほしい。文京区地域福祉推進協議会、文京区障害者自立支援協議会への参加を求めます。

9点目、情報アクセシビリティ意思疎通支援条例（仮称）制定に、聴覚障害者当事者団体の意見を反映させてほしい。

ここまでといたします。

今の説明について、代表者様等から内容の補足等のご発言があればお願いいたします。

#### 【文京区聴覚障害者協会】

おはようございます。

これまで私たちが要望してきたことにつきまして、文京区から大変ご配慮をいただきました。

1つは、手話言語条例の検討会議、25回も開催したんですけれども、障害福祉課のほうで会場、通訳等ご手配いただきまして、ありがとうございます。それから、そのうち11回は、障害

福祉課との意見の交換をさせていただきましたので、非常に時間はかかりましたけれども、私たちの手話の普及と手話の大切さというものをご理解いただけたと思います。ありがとうございます。

それから、緊急時のペンダントの給付を聴覚障害者にも広げていただくと。

それから、手話通訳者の報酬を大幅に改善していただいたなど、非常にご配慮をいただきましてありがとうございます。

その上で、今回の要望は、私たち聞こえない人の中で、本当に生死に関わる事件がありました。

1つは、聞こえない独り暮らしの方が、入浴するときに倒れてしまって、助けが呼べなかったんです。メールの発信もできなかった。発見まで3日間かかると。それで、通訳の依頼をしたのに、来るはずの人が来ないというので、障害福祉課にもお願いして、防災課にもお願いして、それから警察の方にも来ていただいて、発見できたんです。緊急連絡先の親戚のお姉さんに連絡して、いろいろ手配をしましたが、そういうことがあった。

もう一つは、聞こえない方が道端で具合が悪くなって倒れて、警察の方にも来ていただいて、入院したんですけれども、ちょうどコロナとも重なって、通訳の派遣が受けられなかった。つまり、病院の中でのコミュニケーションができなくなって、非常に困ったということがありました。

こういうことから、聞こえない人の生活の中で、緊急時あるいは日常生活の中で、いかに手話を使って情報を得たり、支援を求めるということが大切かということを感じましたので、こういう要望になりました。

それから、聞こえない人たちの要望は、障害福祉課にはいろいろお届けしているんですけれども、地域社会福祉協議会といいまして、ハートフルプランなどへのお話しする機会が、今、ないんです。今度、ハートフルプランのパブコメを募集するから、そのときに意見を出せばいいということですが、やり取りにならないんです。

それで、障害者の情報の取得と利用については、昨年、法律ができて、障害を持たない人と情報を同時に同じものをどこにいても得られるようにするべきだという法律ができて、これに基づいた行政を、今、障害福祉課のほうでご検討いただいています。それにもぜひ私たちの意見、要望を反映して、立派な条例を目指したいと思っているところで、障害者の実態調査の結果に基づいて施策が策定されるということですが、2,000人のうち聴覚障害者はたしか190人か170人ぐらいで、6割、7割ぐらいの方が非常に65歳以上の高齢者なので、私たちの高

齢者もここにいますけれども、文字だらけの文章に答えられない。読んでも意味が分からないので、その65歳以上の聞こえない人というのはろう者ではなくて、お年を召されて聞こえにくくなった方がお答えされておるんだらうなと思うんですね。

ですから、本当の意味でろう者の情報がそこに反映されているかというのは、ちょっと懸念しているところがあります。その中でも、医療・介護・福祉の連携を図るとか、緊急時の対応に不安が残るとというのが一番大きい回答率になっているんです。その辺もぜひ含めてご回答いただければと思います。よろしくお願いします。

**【広報課長】**

ありがとうございました。

それでは、回答いたします。

障害福祉課長よりお願いいたします。

**【障害福祉課長】**

手話言語条例に関する一連のご要望にお答えします。

手話言語条例については、令和4年5月から、文京区聴覚障害者協会及び文京手話会と意見交換の場を設け、制定に向けた検討を行い、条例案の作成を進めているところです。ご要望の点につきましては、意見交換の場でもお聞きしており、ご意向を踏まえて条文に入れる形とし、表現については条例の理念に沿うように工夫した案としております。

続きまして、聴覚障害者の福祉に関するご要望にお答えします。

初めに、重度身体障害者等救急代理通報システム事業におきましては、聴覚障害の場合、身体障害者手帳1級は、制度上該当がないため、2級及び3級の方を対象とさせていただいております。また、本事業は、原則として独り暮らしの重度障害者を対象としておりますが、同居の家族がいる場合、家族の就業や就学などにより、日中独居の状態であると判断できれば対象とすることとしております。

次に、手話通訳に関し、夜間休日などの閉庁時間帯は、区が委託する東京手話通訳等派遣センターにおいて、対応可能な時間及び体制時に限り対応することとしております。東京都に対する体制整備の要望につきましては、ほかの区市町村の状況を注視してまいります。

次に、障害者会館のパーティションにつきましては、今後、会議室内の修繕と併せて検討してまいります。

次に、障害者・児計画の策定は、昨年度実施した障害者（児）実態・意向調査の結果を踏まえ、地域福祉推進協議会において検討して案を作成し、パブリックコメント及び区民説明会を

実施する予定としております。こちらの機会を活用いただき、ご意見をいただきたいと存じます。また、会議へのご参加につきましては、ほかの会議体の状況などを踏まえて研究してまいります。

最後に、意思疎通条例につきましては、現在、制定に向けて案を作成しておりますが、これまで貴団体を含め、区内の障害当事者団体と意見交換を行っております。

以上でございます。

**【広報課長】**

続きまして、後半部分に移りたいと思います。

後半部分は、災害時と緊急時の対策について、5点のご要望をいただいております。

1点目が、備品の配備、手話通訳者の手配、避難所に障害者情報提供機器を置いてほしい。

2点目が、緊急ペンダント対象者の拡大に見る緊急時対策の充実。防災ラジオやタブレットの給付について。

3点目が、区報、ホームページやCATVの手話通訳付記や字幕等分かりやすい情報提供をしてほしい。

4点目が、手話通訳者の研修会の回数を、現在の年6回から増やしてほしい。

5点目が、手話通訳者の区外派遣の際、交通費を支給してほしいというご要望をいただいております。

今の内容で、補足等ございますでしょうか。

**【文京区聴覚障害者協会】**

ありません。

**【広報課長】**

ありがとうございます。

それでは、回答に移ります。

危機管理室長からお願いいたします。

**【危機管理室長】**

それでは、災害時の対策に関しまして、危機管理室長のほうからご回答を申し上げます。

まず、災害時の対策の充実でございますけれども、避難所に備蓄している避難所開設キットの中に、コミュニケーションツール（筆談ボード、指さしシート、多言語コミュニケーションボード）などがございます。また、映像通訳、手話通訳機能付タブレット端末、こちらも避難所に配備してございます。

なお、避難所で避難者に向けたテレビ放送を見ていただくという計画になっていないことから、現状ではテレビに付随したアイドラゴン4（障害者情報提供機器）、こちらの備蓄の予定はございません。

次に、緊急時の対策の充実、通報システムの配備に関してですが、区では、災害時に迅速に災害情報等を伝達するために、令和4年度に防災情報一斉通知アプリ、こちらを導入いたしました。また、スマートフォンをお持ちでない避難行動要支援者の方々に対しましては、本アプリが入った防災スマートフォンを貸与しており、夜間や停電時でも災害情報を文字情報や音声情報で受け取れる仕組みとなっております。

なお、ご要望いただきましたラジオについては、在住・在勤の方を対象に防災用品のあっせん事業を行っております。この中にラジオライトがございますので、ご活用ください。

#### 【障害福祉課長】

続きまして、ペンダントの対象者の拡大についてお答えします。

ペンダント、重度身体障害者等救急代理通報システム事業につきましては、緊急時の対応を要することから、ひとり暮らしの重度身体障害者に対象を限らせていただいております。

次に、タブレットの給付につきまして、日常生活用具は、障害者等が安全かつ容易に使用できるもの、障害者等の日常生活の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するもの、障害に関する専門的な知識や技術を要し、日常生活品として一般普及していないものなど、その要件が国により示されております。タブレットは日常生活品として一般に広く普及しており、用途も幅広いことから、現時点で日常生活用具の給付対象としておりませんが、今後も国や都、他の自治体の動向を注視してまいります。

#### 【企画政策部長】

続いて、区報やホームページの内容についてのご質問になります。

区報ぶんきょうは、毎月10日と25日に発行しておりますが、紙面は計8面あり、膨大な情報量となっております。区報原稿が確定した後、発行までの期間は約1週間と短いことから、その間に手話通訳を行うには時間的に難しい状況です。なお、視覚障害者の方には、声・点字の広報を発行し、希望する方に配布しております。

ホームページですが、即時性や更新の容易性、検索性の点で優れており、提供できる情報量の豊富さが特徴です。区公式ホームページでは、常に新しい情報を更新しておりますので、その都度手話動画を制作し、提供することは、こちらも時間的に難しい現状となっております。現在、区ホームページでは、視覚障害者の方でも利用できるように、ページは音声読み上げソフ



トに対応しているだけでなく、利用者の視力に合わせて文字の大きさや色合い、青色、黄色、黒色の3通りを変えることができるようになっておりますので、ご活用ください。

今後も、利用者にとってより便利でより分かりやすいホームページを目指していくとともに、高齢者、障害のある方などを含めた利用者にご利用いただけるよう、利用のしやすさ、使いやすさ、いわゆるアクセシビリティの向上に努めてまいります。

次に、ケーブルテレビ、ユーチューブの番組についてのご質問です。

番組の手話通訳につきましては、区内の聴覚障害者が理解しやすいよう、区内の手話通訳団体に委託し、区在住の聴覚障害者向けに簡略化するなどの工夫を行っていることから、収録までには、映像が完成した後、一定の作業期間が必要であり、放送時から手話を付与すること、放送本数を増やすこと、ともに難しいのが、これも現状です。そのため、文京区民チャンネルでは、番組放送時から全番組に字幕をつけて放送しておりますが、今後も全ての方に分かりやすい番組制作の工夫を検討してまいります。

ユーチューブによる動画配信については、文京区民チャンネルで放送した番組は字幕をつけておりますが、それ以外の番組につきましては、ユーチューブの字幕機能をご活用いただければと思います。また、手話付与番組については、前述させていただきましたように、区在住の聴覚障害者向けに工夫をしているといった理由から、他地域に在住の聴覚障害者などが視聴した場合に誤解を招く可能性があるため、手話通訳者の賛同が得られずに行っておりませんが、いただいたご意見を踏まえ、引き続き手話通訳団体と協議を重ねてまいります。

#### 【障害福祉課長】

次に、手話通訳者の処遇改善に関するご要望についてお答えします。

登録手話通訳者に対する研修会につきましては、参加者の意見を踏まえ、新規登録者向けの研修を行うなど、内容を充実させるよう検討いたします。

また、交通費は、派遣先にかかわらず手話通訳報酬に含めることとしており、今年度に改定した報酬においても同様としておりますが、個別の事例につきましては、実績などを踏まえ、今後研究してまいります。

#### 【広報課長】

ありがとうございました。

では、次の団体様のご要望に進めさせていただきます。

次は、文京区肢体不自由児・者父母の会様からです。

父母の会様からは、4点ご要望をいただいております。

まず1点目が、重度肢体障害者及び重度重複肢体障害者でも、住み慣れた地域で安心して自立した社会生活を送ることができるよう、重度障害者のグループホームの設置を早急に検討してほしい。

2点目が、車椅子利用者や重度の障害児・者を受け入れる機能がある福祉避難所を拡大してほしい。

3点目、引き続き高校卒業後の通所施設利用を待機することなく、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、学校とも連携し、利用希望者全員が通所できる施設の拡充をお願いしたい。

4点目、申請者が未成年の場合、扶養義務者の所得制限が設けられている手当や助成制度がありますが、扶養者の所得制限の撤廃を希望します。

今のご説明について、補足等の発言はございますでしょうか。

お願いいたします。

**【文京区肢体不自由児・者父母の会】**

文京区肢体不自由児・者父母の会の〇〇です。どうぞよろしくをお願いいたします。

少しだけお願いいたします。

1点目のグループホームの設置についてですが、昨年度、令和4年度は1か所多分開設されていると思うんですけども、4名の入所者があったと思います。私たち車椅子利用者も多く、重複障害を持った重い人たちもたくさんおりますので、今後、グループホームができるときには、必ず車椅子利用者、肢体障害者も受け入れてくれるようなグループホームの設置をぜひお願いしたいと思います。

3点目の高校卒業後の施設利用の確保についてなんですけれども、今年度4月に3名の卒業生、北支援学校からなんですけれども、ほぼ希望どおりに入れた方と、それから、やはり希望とはちょっと違った施設に入れた方と、今年度はいらっしゃいました。その中で、やはり子供に合った施設、まあ自宅待機にならないことはもちろん重要なことなんですけれども、やはり本人にとって合った施設での生活ができるように、ぜひそういう方向でお願いをしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

**【広報課長】**

ありがとうございました。

それでは、区側から回答いたします。

障害福祉課長からお願いいたします。

**【障害福祉課長】**

グループホームの設置についてお答えします。

重い障害があっても、住み慣れた地域で自立した社会生活を送ることができるよう、在宅生活を維持するための障害福祉サービス事業所の充実や、グループホームなどの整備を図ることが重要であると認識しております。グループホームにつきましては、社会福祉法人などに対する施設整備費等補助制度の周知を図りつつ、引き続き公有地だけでなく民有地も含めて整備を促進する中で、重度身体障害者の利用についても併せて検討してまいります。

**【福祉部長】**

続きまして、福祉避難所の増設について、福祉部長よりご答弁いたします。

福祉避難所については、現在25か所と協定を締結しております。介護ができるスペースや車椅子の通れるスペースの確保等については、各施設の特性を踏まえ、施設管理者と協議を行った上で協定を締結しております。今後とも区内福祉施設等と協議し、協定施設の拡充を図っていくとともに、福祉避難所での避難生活の環境整備についても進めてまいります。

**【障害福祉課長】**

続きまして、高校卒業後の通所施設の確保についてお答えします。

区では、都立北特別支援学校との間で、生徒や保護者を含めた意見交換や情報共有を定期的に行い、卒業後の通所施設利用希望者の把握を行っております。卒業が近い場合には、具体的な通所先の確保に向けた個別の支援を行っており、現時点では、通所施設が見つからず在宅で生活をしている方はいないものと認識しております。

また、生活介護事業所などの通所施設につきましては、社会福祉法人などに対する施設整備費等補助制度の周知を図りつつ、引き続き公有地だけでなく民有地も含めて整備を促進してまいります。

**【子育て支援課長】**

続きまして、4番目、諸手当助成の所得制限撤廃について、まず、児童手当の部分について、子育て支援課長からご回答いたします。

児童手当は、児童手当法に基づき支給する手当となっております。児童手当の所得制限撤廃については、ご指摘のとおり現在国が検討を行っております。国の方針を受け、本区でも準備を進めてまいります。

**【障害福祉課長】**

続きまして、福祉手当や助成金につきましては、国や東京都の制度では、20歳未満の対象者は扶養義務者の所得での判定とし、所得による制限を設けております。本区の独自事業におい

でも、所得判定及び所得制限は同じ取扱いとしております。現時点で変更する予定はございませんが、国や都、他の自治体の動向を注視してまいります。

#### 【広報課長】

ありがとうございました。次の団体様のご要望に進みます。

次は、文京区知的障害者（児）の明日を創る会様からいただいております。5点いただいております。ご紹介いたします。

1点目が、緊急時対応として、24時間体制の緊急時相談窓口の確保及び短期入所施設の拡充について。

2点目、地域での生活の場として、日中活動系サービス施設の整備及びグループホーム等の居住施設の整備について。

3点目、地域生活支援拠点の5つの機能の整備について。

4点目が、防災対策として、個別避難計画、福祉避難所及び在宅避難者への支援、要配慮在宅避難者への支援システムの確立について。

5点目が、障害者計画の成果報告と検証について。

以上、5点いただいておりますが、補足等のご発言はございますでしょうか。

#### 【文京区知的障害者（児）の明日を創る会】

明日を創る会の〇〇です。いつもお世話になっております。

私どもは、常に障害者が地域で安心して暮らせることを目指して運動してまいりました。少しそれに沿って補足させていただきます。

まず、冒頭で区長のご挨拶にございましたとおりに、緊急時の受入れ対応の場をつくっていただける計画ということで、本当にこれは感謝を申し上げます。私たちが、親がやっぱり一番不安なところというのがこちらになると思っております。

同じく緊急時対応、1-1、24時間体制の緊急時相談窓口の確保、こちらと一緒に進めていただけたらと思っております。私たち親、自分の身に何かあったときに、救急車を呼びたい。でも、この子はどうしたら、誰がどうしてくれるんだというところがあって、どうしても夜間とか朝まで何とか頑張っただけで待とうとか、そういったことで親の身に何か間違いがあった、あるいはそのことによって子供も、親子共倒れで何かがあるという事態が考えられます。緊急時の24時間体制の窓口と緊急時の受入れ態勢、こちらをぜひ確保していただきたいと思っております。

同じく1-2の短期入所の施設の拡充ですが、文京区の場合、ベッド数に関してはかなり頑

張ってつくっていただいたとっております。ただ、今回のような感染症が出たときに、要保護障害者一時保護施設として、リアン文京が閉鎖されてしまったとき、ほかにショートステイが使える施設がほとんど皆無になってしまうというところで、できましたら別事業者による、あるいは別の場所によるショートステイの施設をつくっていただきたいとお願いいたします。

あと、2番の地域での生活の場ですが、こちら、どうしても事業所のほうで頑張っても、文京区の場合、土地の問題というのがあります。高くて手が出ません。というところで、ぜひ公有地を提供いただき、なおかつ求める方はいっぱいいらっしゃると思いますので、子育ての方、老人の方、あるいは地域の居場所として求める方はいっぱいいると思いますので、ぜひ多目的利用ということで、いろいろな方がそこで集まる、いろんな活動ができるというのが、私たちも望むところでございます。よろしくお願いいたします。

地域生活支援拠点のうちの経験の場というのが、今、知的障害者にはありません。ということで、環境変化に適応することが難しい特性がありますので、普段から緊急でないときに体験ができるということが、この子たちにとっては大事なことなので、こちらのほうの設置もお願いいたします。

4番、防災対策に関してですが、在宅避難者への支援ということを、これをぜひシステム化していただきたいとっております。特に知的障害者の場合、自閉症を伴う子が多いです。この場合、住まい、避難所への避難は本当に難しいと思いますので、例えば車庫にブルーシートを張ってでも自宅で過ごせたらと思います。ただ、そうなると、支援物資や何かの問題がありますので、支援物資が在宅避難者にも届くような、あるいはここに行けば渡してもらえるというようなシステムを作っていただきましたら、避難所に頑張っていかななくても、自宅で過ごせる人は在宅避難を選択いたしますので、こちらのシステムをぜひ作ってください。

障害者計画の策定ですが、こちら、次期計画への反映ということが今まであまり見られていないというか、されているとは思うんですけども、私たち障害者の家族にとって、形として見える形になかなかありません。調査結果が反映されているということは伺いますが、なぜそれができなかったのかとか、実現できなかったという原因に立ち返りまして、それをできましたら文書化していただけますと、私たちも、ああ、こうなんだ、ああなんだということが分かりやすいですので、ぜひ文書化して公表していただけたらとっております。

以上でございます。

**【広報課長】**

ありがとうございました。

それでは、いただいたご要望について回答いたします。

障害福祉課長からお願いいたします。

**【障害福祉課長】**

初めに、緊急時対応についてお答えします。

まず、24時間体制の緊急時相談窓口の確保につきまして、現在、新しい事業として、障害のある方の緊急時受入れ事業を来年度に開始するため、準備を進めております。この事業では、ご家族の急病などにより、自宅で1人で過ごすことが難しくなった方の緊急受入れを24時間体制で行う予定としております。

なお、昨年度のご要望では、障害者の家族ご自身にとって、命に関わる体調の急変時と捉え、一刻も早い救急搬送としてお答えしたのですが、説明が不足したため、誤解を招く結果となり、大変申し訳ありません。

区では、障害の重度化、障害者及び家族の高齢化や、親亡き後を見据えて、障害者が地域で安心して生活し続けることを支援するため、地域生活支援拠点を区内4か所に設置しております。緊急時にご本人、ご家族にとってどのような対応や支援を必要とされるか、地域生活支援拠点や計画相談支援事業所などにご相談いただき、日頃よりご準備をいただくことが大切であると考えております。

次に、短期入所施設の拡充につきまして、短期入所事業所が区内に少ないことは課題であると認識しております。利用者が希望する支援を受けられるように、事業所との連携をはじめ、引き続き方策を検討してまいります。

次に、地域での生活の場に関してお答えします。

グループホームをはじめ障害者施設等の整備を進めるため、公有地を活用した整備については、立地や面積、近隣の環境などを勘案するとともに、様々な行政需要を踏まえ、検討してまいります。また、民有地については、施設整備費等に対する補助制度の周知を図り、民間事業者からの相談にきめ細かく対応することで、整備を促進してまいります。

昨年度に開設したグループホームは、既存の民間建物を活用していることから、整備方法の事例について情報収集を行うなど、今後も施設整備の検討について意を用いてまいります。

続いて、地域生活支援拠点に関してお答えします。

現在、新しい事業として、障害のある方の緊急時受入れ事業を来年度に開始するため、準備を進めております。この事業では、障害の種別にかかわらず、ご家族の急病等により自宅で1人で過ごすことが難しくなった方の緊急受入れを24時間体制で行う予定としております。この

事業は、地域生活支援拠点と連携して運営し、地域生活支援拠点の緊急時の受入れ・対応機能を整備するという位置づけを予定しております。

地域生活支援拠点の5つの機能のうち、残りの機能につきましても、引き続き実施に向けて検討してまいります。

**【危機管理室長】**

続きまして、4の防災対策、個別避難計画について、危機管理室長よりご回答申し上げます。

個別避難計画策定状況は、令和5年6月1日現在で7割強、こちらは同意方式名簿登録者で、個別避難計画作成者の割合となります。

区では、安否確認者、民生委員・児童委員及び町会、自治会の支援者に対し、避難行動要支援者名簿登録制度について丁寧な説明を行うとともに、要支援者を取り巻く関係者間の連携を強化し、実効性のある個別避難計画の作成に取り組んでいるところとなります。

**【福祉部長】**

続きまして、福祉避難所につきまして、福祉部長よりご回答いたします。

国による福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改訂により、指定福祉避難所ごとに受入れ対象者を特定することで、直接避難が可能となったことから、令和4年度に、区では、直接避難が必要な対象者の把握をするために、事前にトリアージを行いました。今年度は対象者本人の意向を確認し、直接避難する福祉避難所と調整を行い、個別避難計画に反映させてまいります。

**【危機管理室長】**

続きまして、在宅避難者への支援について、危機管理室長よりお答えいたします。

地域防災計画、こちらにおいて、各避難所は在宅避難者への物資提供等を行うこととしており、地域活動センターについては、健康管理や情報収集等の拠点として位置づけております。現在、地域防災計画の見直しを行っているところであり、その中で、在宅避難者の支援について必要な検討を行ってまいります。

**【障害福祉課長】**

次に、障害者計画の策定についてお答えします。

昨年度実施した障害者（児）実態・意向調査でいただいた回答や、調査表の自由記述欄に記載された様々なご意見は、いずれも障害のある方やご家族にとって切実な思いであると受け止めております。

障害者・児計画の策定に当たっては、こうした調査結果などを踏まえて、体系ごとに計画事

業を掲げており、事業の実績は、地域福祉推進協議会において、進行管理の対象として1年ごとに評価を行っております。

ご指摘の施設整備等、計画どおりの進捗は難しい事業については、課題として捉え、その原因を探り、実現に向けて取組を進めてまいります。

#### 【広報課長】

では、次の団体様のご要望に進ませていただきます。

続きまして、文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」様からのご要望をいただいております。

「てとて」様からは、多くのご要望をいただいておりますので、前半・後半に分けさせていただきますと思います。

前半部分の、まず1つ目のご要望のテーマといたしましては、未就学の医療的ケア児及び難病児の預け先に関する事で、以下の5点のご要望がございました。

1点目、リアン文京の社会体験プログラムへの送迎で、保護者同行なしの送迎バスが利用できるように、助成、駐車場問題を解決してほしい。

2点目、私立認可保育園の医療的ケア児枠の入園を希望しており、できるだけ早く受入れをしてほしい。

3点目、区内に医療的ケア児が通える児童発達支援事業所の設置及び民間誘致をしてほしい。

4点目、教育センターそよかぜに通える子の医療的ケア対象を広げてほしい。

5点目、区内の病児・病後児保育施設で医療的ケア児・重症心身障害児枠を設けて受け入れてほしい。

次に、2つ目のテーマといたしまして、医療的ケア児及び難病児の放課後等デイサービスや卒業後の通所施設に関する事でご要望をいただいております。

6点目、リアン文京に医療的ケア児対応の放課後等デイサービス設置や、民間誘致をしてほしい。

7点目、旧元町小学校跡地に設置予定の医療的ケア児支援事業の対象年齢の上限が、なぜ小学3年生までなのか。育成室の障害児枠は小学6年生までであるので、こちらの医療的ケア児支援事業も小学校6年生まで広げてほしい。

8点目、学校を卒業した全ての医療的ケア児者や重症心身障害児者を受け入れる通所施設を区内に設置してほしい。

ここまでといたします。



前半部分について、内容の補足等のご発言はございますでしょうか。

**【文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」】**

医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」でございます。日頃のご支援に感謝申し上げます。

前半・後半通じてなんですけれども、支援が充実してきたからこそ出てきている要望もあるかと思うんですけれども、もう少し充実に向けて、どうしたら実現できるのかという部分までご回答いただけると大変ありがたいです。よろしくお願いいたします。

**【広報課長】**

それでは、区側から回答いたします。

まず、障害福祉課長からお願いいたします。

**【障害福祉課長】**

未就学の医療的ケア児及び難病児の預け先に関する幾つかのご質問にお答えします。

まず、リアン文京の社会体験プログラムへの送迎につきまして、リアン文京において社会体験プログラムの開始に当たり、送迎バスの検討を行いました。新たな車両の駐車スペース確保が困難なため、代替の方策として、タクシーによる送迎の費用助成を区において実施しております。昨年度には、慣らし通所の期間を助成対象に含めることへのご要望をいただき、新たに助成対象といたしました。ご負担であると存じますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、医療的ケア児が通える児童発達支援事業所の設置及び民間誘致につきまして、医療的ケア児を受入れ対象とした民間の児童発達支援事業所が現在区内にないことは、課題であると認識しております。区では、医療的ケア児の支援を目的として、関係機関や外部有識者、民間団体相互の緊密な連携を図るため、令和3年度に医療的ケア児支援連絡会を立ち上げ、情報共有などを行っているところです。

また、昨年度より、障害児通所支援事業所の整備費等補助制度を創設しており、医療的ケア児や重症心身障害児を対象とする事業所は補助額を増額するなど、事業者による整備の促進を図っております。今後も、関係機関との緊密な連携と相互の情報共有を図り、医療的ケア児及び重症心身障害児の受入れ体制の整備を進めてまいります。

**【子育て支援課長】**

次に、私立認可保育園の医療的ケア児枠の入園につきまして、子育て支援課長より回答いたします。

人工呼吸器を必要とする児童の認可保育園への受入れに当たりましては、万全な安全対策等

の体制を整備する必要があるため、関係機関において慎重に検討しているところでございます。よろしくお願いたします。

**【教育推進部長】**

次に、教育センターの児童発達支援事業について、教育推進部長より回答いたします。

教育センターそよかぜにおいては、医療的ケアが必要なお子さんを受け入れる体制を整えております。医療的ケアを必要とするお子さんのそよかぜの利用につきましては、これまで一定の制限を設けておりましたが、指導医師の意見も参考にしながら実施内容を見直し、現在は制限をなくしております。

なお、そよかぜにおいて、看護職員が実施する医療的ケアの内容については、個々のお子さんの状況を踏まえ、判定会が認めた範囲内で行っております。

**【子育て支援課長】**

続きまして、病児・病後児保育施設で医療的ケア児・重症心身障害児枠の受入れについて、子育て支援課長からご回答いたします。

区では、医療機関等の運営事業者と連携しながら、病児・病後児事業を4施設で実施しております。当該事業の実施に当たりましては、保育室の面積や職員配置等において一定の要件を設定しております。現状の施設においては、ご提案の事項については難しい状況でございます。こちらについては、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

**【障害福祉課長】**

次に、医療的ケア児及び難病児の放課後等デイサービスや卒後の通所施設についてお答えいたします。

まず、医療的ケア児対応の放課後等デイサービス設置や民間誘致につきまして、医療的ケア児及び重症心身障害児が受入れ対象の放課後等デイサービス事業所が、現在、区内に少ないことは、課題であると認識しております。また、学校卒業後の通所施設が区内に限られることも課題であると考えております。

このような状況の中、昨年度には、医療的ケア児などを対象とした放課後等デイサービス事業所が区内で初めて開設されました。また、リアン文京では、未就学児を対象にした社会体験プログラムを実施しておりますが、当面は現行の運用は継続されるものと考えております。

区では、昨年度より、民間による障害児通所支援事業所の整備を促進するため、開所費用などの補助制度を設けております。学校卒業後の通所先として、生活介護事業所につきましても

同様に補助制度を設けており、民間での活用が図られるよう周知してまいります。

今後関係機関等との緊密な連携と相互の情報共有を図り、医療的ケア児及び重症心身障害児の受入れ態勢の整備を進めてまいります。

続いて、旧元町小学校跡地に設置予定の医療的ケア児支援事業の対象年齢についてお答えします。

旧元町小学校と元町公園との一体的活用事業において開設を予定している医療的ケア児受入れ事業は、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスではなく、区の独自事業として委託予定先の学校法人順天堂と協議を続けております。順天堂では、これまで、病児・病後児保育の実績はありますが、障害児通所施設として医療的ケア児を受け入れた実績はないため、まずは安心・安全な事業運営を目標とし、対象年齢を病児・病後児保育と同様に小学3年生までとしております。対象年齢を小学6年生まで広げることは難しい状況ですが、医療的ケア児が利用できる施設の設置については、引き続き取組を進めてまいります。

#### 【広報課長】

次に、後半部分になります。

大きく3つ目のテーマといたしましては、外出・移動支援に関する事で、以下のご要望をいただいております。

1点目が、保育園の送迎も移動支援の対象としてほしい。

2点目が、バリアフリーマップを充実させてほしい。また、ユニバーサルデザイントイレの場所が分かりにくいので、バリアフリーマップに載せてほしい。

最後に、大きく4つ目のテーマといたしましては、その他ということで、5点のご要望をいただいております。

1点目が、動ける医療的ケア児が利用できるレスパイト施設を区内に設置してほしい。

2点目が、障害児相談支援事業所が各家庭に密に関わってもらえるように改善してほしい。

3点目、医療的ケア児の就学相談について、通常より早めに就学相談をしたい。また、就学先の選択肢が狭まらないように、医療的ケア児向けの就学相談スケジュールの基準をつくってほしい。

4点目が、災害時の自宅以外での電源確保を制度化してもらいたい。

5点目が、前年度の区政を話し合う集いにて、災害時に福祉避難所の受入れ対象者の避難を目的とした防災訓練の実施を検討中であると回答いただいたが、現在の進捗状況を知りたい。早急に防災訓練の実施をしてほしい。

以上のご要望をいただいております。

発言のご説明、補足等がございましたらお願いいたします。

**【文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」】**

結構です。

**【広報課長】**

それでは、区側から回答いたします。

障害福祉課長からお願いいたします。

**【障害福祉課長】**

外出・移動支援についてお答えします。

保育園の送迎も移動支援の対象としてほしいという意見につきまして、移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出を行う障害者などに対して支援するものとし、さらに通学のための支援を対象に含めているものです。制度の趣旨上、未就学児の外出に当たっては、保護者にご対応をお願いしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、バリアフリーマップにつきまして、令和5年度中に発行予定のバリアフリーマップには、駅のエレベーター位置の情報を掲載いたします。また、区内の公共施設のユニバーサルトイレの場所や介助用ベッドなどの設備の内容についても掲載いたします。

次に、その他といたしまして、区内での利用できる医療的ケア児対応のレスパイト施設の設置等についてお答えします。

ご指摘のもみじの家は、国立成育医療研究センターが運営する医療型短期入所施設で、広域的な対応がされています。区内での動ける医療的ケア児が利用できる短期入所施設の設置につきましては、東京都への要望なども含め、今後の対応を検討してまいります。

次に、障害児相談支援事業所による対応改善につきまして、各相談支援事業所において、医療的ケア児の相談を担当できる人材が不足していることは、課題であると認識しております。区では、東京都が実施している医療的ケア児コーディネーター養成研修の受講を促し、支援できる人材の確保を図っております。これらの人材と情報を共有し、緊密に連携することで、支援体制の整備を進めてまいります。

**【教育推進部長】**

次に、就学相談について、教育推進部長より回答いたします。

特別支援学級や特別支援学校への入学希望については、現在、5月より就学相談を開始して

おりますので、通常の就学相談の中でなるべく早めにお申込みいただくことで、医療的ケアについても余裕を持って相談を進められると考えております。

通常学級への入学希望については、特に医療的ケアの相談期間を設定しておりませんが、一連の入学に向けてなるべく早い時期にご相談いただくことで、余裕を持って進めることが可能となっております。

#### 【危機管理室長】

続きまして、災害時の電源確保に関してのご要望です。

非常用電源の確保につきましては、日頃からの備えといたしまして、各自でご準備いただくことが重要というふうになりますけれども、区では、原則3時間以内に開設する避難所に発電機や蓄電池などを備蓄するほか、事業所との協定により、給電車両の提供を受けるなど、災害時における電源の確保に努めております。

災害時の停電等により生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者の方につきましては、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針、こちらに基づいて、災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害特性に合わせた支援内容の検討を行ってまいります。

また、区が所有するポータブルバッテリーや電気自動車に搭載しているバッテリーを災害時の非常用電源として利用することも可能であるため、活用方法等を検討してまいります。

なお、シビックセンターをはじめとした区有施設の非常用電源、こちらにつきましては、各施設を運営する上で必要最低限の容量であり、所管施設や関係部署等との十分な協議・調整が必要となることから、慎重に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、福祉避難所の訓練等のご要望ですけれども、避難所の開設及び運営について、福祉政策課が実施している福祉避難所開設運営訓練等を通じて課題を検討しております。福祉避難所への受入れ対象者の避難を目的とした防災訓練、こちらにつきましては、福祉政策課と連携をし、引き続き実施に向けた検討を進めてまいります。

#### 【広報課長】

ありがとうございました。

では、次の団体様のご要望に進めさせていただきます。

次が、特定非営利活動法人スタジオ I L 文京様からいただいております。

スタジオ I L 文京様からも多くのご意見、ご要望をいただいておりますので、前半・後半に分けて回答いたしたいと考えております。

まず、前半部分をご紹介します。

前半部分としては、まず、未就学の医療的ケア児及び難病児の預け先に関することについて、5点のご要望がありました。

1点目が、障害者総合支援法関連について、介護保険に対する利用者からの不安の声が上がっており、十分な説明をしてほしい。

2点目、障害者が発熱あるいは風邪の症状があるときなどに、ヘルパーの派遣事業者は、ヘルパーの健康と安全に留意を払いながらも、そのことを理由に一方的な派遣中止をしないしてほしい。

3点目が、医療や看護師などの医療従事者を確保し、保健所や保健師などを日常から啓発と看護のための接遇研修を図っていただくよう、医師会等に指導してほしい。

4点目が、ワクチン接種において、日頃から通院している病院（クリニックも含む）等で選択肢を増やしてほしい。

5点目が、入院時における重度訪問介護の利用について、利用に応じて病院へ制度周知をしてほしい。

ここまでの内容につきまして、内容の補足等ご発言があればお願いいたします。

#### 【スタジオ I L 文京】

補足させていただきます。

私の友人がコロナウイルスに感染して、入院しました。も、難病のヘルパーの看護を受けられなかったために、床擦れができてしまって、退院後は、「ああ帰れた。病院は、病気を治すためのところだと思ったのに。」、退院した後の彼の一言が、印象的に、ああ、そうかなと思っています。

あと、後半に、住宅問題は回答されると思うんですが、私はつい5年前に区の障害者住宅の申込みをしました。しかし、代理申請が出来ないので、住宅を確保、住むことができません。なので、ほかの団体からも幾つか、何点か出ていると思いますが、やっぱり障害者住宅の数が、十分足りていません。この現実を受けとめてください。賃貸住宅登録とかにも援助をするとか、助成金を出している自治体も多くいると聞いておりますので、そういうことを参考にして、検討していただくようお願いいたします。

以上です。

#### 【広報課長】

ありがとうございました。

それでは、区側からの回答をさせていただきます。

障害福祉課長からお願いいたします。

**【障害福祉課長】**

障害者総合支援法関連についてのご要望にお答えします。

障害者総合支援法第7条では、この法律に基づき支給される自立支援給付よりも、介護保険法の規定による介護給付を優先する旨規定しております。そのため、介護保険サービスを利用可能な障害者等が介護保険を申請していない場合には、その旨説明し、申請手続を行うようご案内しております。

一方で、介護保険制度への移行の際には、介護保険サービスと障害福祉サービスとの違いを丁寧に説明し、理解が得られるよう努めるとともに、介護保険サービスを利用する前から、重度訪問介護や居宅介護などの障害福祉サービスを利用していた障害者等については、生活状況に変化が生じないように、サービスの支給量などに十分配慮しております。

今後も、介護保険サービスにはないサービスを利用する場合や、介護保険制度の範囲内で必要な支援を行うことが難しい場合につきましては、個別の事情に応じ様々な状況などを勘案した上で、障害福祉サービスの支給を行ってまいります。

次に、新型コロナウイルスに対する必要な医療についてお答えします。

本年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更され、この位置づけの変更と併せて基本的対処方針は廃止されましたが、区としてはこれまでと同様、障害福祉サービスによるヘルパー派遣は、サービスを利用する障害者やその家族等の生活を維持する上で必要不可欠なものと考えております。引き続き在宅で生活する障害者及び支援するヘルパーの双方にとって適切な支援がなされるよう、事業所に呼びかけてまいります。

**【保健衛生部長】**

次に、新型コロナウイルス感染症に関する医療従事者の確保と、保健所や保健師などの接遇研修について、保健衛生部からご回答いたします。

近年の新興・再興感染症の流行拡大時においては、医療や看護師などの医療従事者の果たす役割は非常に大きいものと認識しております。引き続き東京都や医師会、区内医療機関等の関係団体と連携を図り、必要な医療を提供できる体制の構築を支援してまいります。

また、保健所職員や保健師等に対する研修につきましては、各種研修機関が主催する研修の受講を勧奨するなど、日頃からの啓発や接遇の向上に努めてまいります。

続いて、ワクチン接種についてです。

文京区内の指定医療機関では、新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施しております。通院等している医療機関が個別接種を実施しているかは、区のホームページの個別接種実施医療機関一覧をご確認いただき、直接ご予約をお願いいたします。

以上です。

#### 【障害福祉課長】

次に、入院時における重度訪問介護の利用についてお答えします。

区では、入院中の障害者に対して、制度の趣旨を踏まえて適切に重度訪問介護の支給決定を行っているところです。制度の利用に当たり、必要があれば直接区から病院へご説明することもできますので、ご相談ください。

#### 【広報課長】

続きまして、後半部分のご要望についてご紹介いたします。

1点目が、区が主催する審議会または協議会に参加する際、本人が求めた場合の情報提供手段を事前に用意してください。情報保障という観点からオンライン形式導入も検討してほしい。

2点目、コミュニティバスBーぐるを増やしてほしい。車椅子ユーザーが2台乗車した際、快適に乗れる車両の開発を自動車メーカーなどに提示してほしい。

3点目、不動産またはオーナーに対しての差別的な事例を数々持っているため、当事者の声を居住支援協議会に反映してほしい。

4点目、民間賃貸住宅の新築や増改築に関しては、安全・安心のための配慮が必要で、少なくとも生活の動線となるトイレ、浴室には手すりの設置などは標準仕様としてオーナーや建築業者へ周知するとともに、啓発指導をしてほしい。

5点目、福祉避難所を増やしてほしい。その際は、必ず多目的トイレを設置してほしい。

6点目、バリアフリー法改正で公立小・中学校のバリアフリー化が義務づけられたので、改造の際にはエレベーターやスロープの設置を検討してほしい。

以上が後半部分のご要望になります。

代表者様から補足等のご説明はございますでしょうか。

#### 【スタジオ I L 文京】

私個人のことでありますが教育支援協議会に一般公募で応募させていただきました。でも、結果は落ちました。やっぱりこれから障害福祉を考えたときに、ほかの団体の皆さんの発言があったように、医療、住居、福祉、緊急といったことが大変重要になっていくと思います。これは、障害者だけではなく、文京区民にとっても必要な課題、内容で、横断的に計画を盛り込んでい



ただきたいと願っております。

以上です。

**【広報課長】**

ありがとうございました。

それでは、後半のご要望について回答いたします。

企画政策部長からお願いします。

**【企画政策部長】**

障害者差別解消法は、障害者から、社会的障壁の除去が必要である旨の意思表示がなされた場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を行うことを求めています。

区が主催する審議会等における合理的配慮の内容につきましては、障害の特性により情報提供手段についても一様でないことや、審議会等の開催状況、会場の環境によっても異なることから、今後も様々な情報提供の手法について、利便性や公平性等を踏まえて検討するとともに、各審議会等において障害のある方との建設的対話により相互理解を図り、適切に対応してまいります。

また、区政を話し合う集いの開催方法については、昨年度、会場開催に加えてオンライン形式によるウェブ開催との併用をさせていただきましたが、開催後に会場開催を希望するご感想が寄せられました。そのため、本年度はいただいたご意見、ご感想を踏まえ、会場開催とさせていただきます。今後も開催方法については、参加される方のご意見を踏まえながら検討してまいります。

また、会議録については、区ホームページまたは文京シビックセンター2階行政情報センターにてご覧になれますので、参加が難しい場合はご利用下さい。

**【区民部長】**

次に、コミュニティバスBーぐるに関するご要望についてお答えいたします。

文京区コミュニティバスBーぐるは、区内に点在する公共交通不便地域（鉄道駅及びバス停から半径200メートル圏外）の解消を図るため、公益性と経済性のバランスを考えた上で、公共交通を必要とする度合いが高い地域に対し運行を行っているところです。

バスの運行本数増加につきましては、増便に伴う追加のバス車両の購入費等の初期費用及び人件費等の運行経費が増加することになり、採算性にも配慮する必要があることから、現状では考えておりません。

また、車椅子が2台乗車可能な車両の開発につきましては、改めて運行事業者に確認したところ、現行の7メートルのミニバスでは、国土交通省が定める標準仕様ノンステップバス認定要領の基準を満たし、かつ2台分の車椅子スペースが設けられた車両がない旨のご回答がございました。

Bーぐるの車両は、交通不便地域の解消を目的として、一部道路幅員が狭隘なルートを走行していることから、2台分の車椅子スペースを設けるために、大きな車種に更新することは難しいと認識しておりますが、引き続き車椅子利用者の利便性向上のため、新たなミニバスの開発状況について、運行事業者から情報を収集してまいります。

#### 【福祉部長】

続いて、住宅施策について、福祉部長よりご答弁いたします。

文京区居住支援協議会は、不動産関係団体、居住支援団体及び区で構成しておりますが、の中には現場の状況を熟知する障害者の居住支援団体も含まれており、議論に必要な情報や有益なご意見をいただいています。また、議論の過程では、当事者の方々のご意見等を反映できるよう努めております。なお、会長が必要と認めるときには、委員以外の方でも協議会に出席して意見を聞くことができることになっておりますので、協議内容により、今後、協議会への出席や意見の聴取を依頼する機会がある場合には、ぜひご協力をお願いいたします。

区が実施する文京すまいる住宅登録事業において、登録していただいた民間賃貸住宅に障害者等が入居する際に支払う家主謝礼に、手すりの設置等障害者に配慮した設備の設置状況に応じて加算することで、手すりの設置等バリアフリー化を促進しております。今後も事業を通じて、家主等へ障害者に配慮した住環境の整備に対する理解の促進を図ってまいります。

続いて、防災につきましてご答弁いたします。

福祉避難所については、現在、区内25か所の施設と協定を締結しております。今後も区内福祉施設等と協議し、協定締結の拡充を進めていくとともに、避難生活環境の向上のため、物資、機材等の整備についても進めてまいります。

福祉避難所は、既存の施設に協定をお願いするものであることから、多目的トイレが設置されている施設と協定を締結できるよう努めてまいります。

#### 【教育推進部長】

最後に、公立小・中学校のバリアフリー化について、教育推進部長より回答いたします。

区立小・中学校の改築・増築を行う際には、バリアフリー法など関係法規、文京区及び東京都の条例・指導要綱を踏まえ、エレベーターやスロープ等を設置し、バリアフリー化を図って

まいりました。現在、エレベーターが未設置の学校につきましては、大規模改修等の機会を捉えて設置を検討してまいります。

#### 【広報課長】

ありがとうございました。

以上で、各団体の皆様からのご発言と、区からの回答につきましては終了いたしました。

この後は、一般参加の方からも含めて質問をお受けする時間に入らせていただきます。

なお、いただいたご質問等に関しましては、本日この場で詳細なご回答ができない場合は、改めて担当部署のほうからご連絡をさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、質問のある方、挙手をお願いいたします。

じゃ、お願いします。

#### 【参加者】

昨年の4月に転入してきたんですけれども、いろいろ区政についてはミスがあったり誤情報があったり、がっかりすることがすごくたくさんあったんですけれども、今日は障害者に関することだけ3点ご質問したいと思います。

身体障害者と精神障害者手帳を両方持っています。

まず、簡単に済むことから言いますと、区のスポーツセンターなんですけど、3つあるうちの大塚の文京スポーツセンターの多目的トイレを、プールにあるものなんですけれども、スタッフのインストラクターが使っているという問題がありまして、ただちょっとシャワーを浴びているというだけじゃなくて、そこで着替えて帰るといって、スタッフの人が。そういうことをされますと、障害者が使いたくても使えませんので、そういうことはやめていただきたいし、それから、よく便座が上がっているんですね。プールのそばじゃないジムとかのそばの多目的トイレで、よく便座が上がっているんで、それを便座を下げてくださいというビラを、注意書きを貼ってくださいと言ったら、なかなか聞いてもらえなくて、ここにいらっしゃる障害福祉課の渋谷係長は、文京区の中でもすごくよくやってくださっている方なので感謝しているんですけれども、係長から言って初めてやってくれたという感じでした。それはちょっと困るなと思います。

あと、誰でもトイレという標示の、「誰でも」というのを消すという指示が出ていたのに、それを忘れていたというコメントもスポーツセンターからあったんですけれども、このトラブルがきっかけでやっとな紙を、その「誰でも」というところに貼ったというようなことがありました。誰でもと書いてあるから、別に使ってもいいでしょうと開き直られたこともあって、プ

ールのコーチに。出てくるところを、ちょっとどうして使ったんですかと聞いたら。というようにあったので、これがまず1点目です。

2点目は、図書館のことなんですけれども、障害者手帳、区立の図書館の件なんですけれども、障害者手帳を持っていると、それを登録すると期限が延びるとか、普通、書籍など2週間のところが1か月になるとか、あるいは図書館に来られない事情があるような障害がある人は、持って来てくれるサービスが受けられるとかあるんですけれども、これを登録しなければならないんですね。私は護国寺に住んでいるので、大塚の図書センターは、今年の4月1日にできたばかりなんですけれども、近いので、その制度自体を、去年転入してきたのに誰も教えてくれないものですから、気づいて、登録しに行ったら、6月16日でしたが、書類がないからできないと言われまして、正確には書類は昨日やっと来た。6月15日にやっと来た。どっちでもいいんですが、その登録が終わったら貸出カードにシールを貼るんですが、そのシールは少なくともないと言われて、それは真砂中央図書館から送られてくるということなので、真砂中央図書館に電話したら、責任者の人が、大塚では障害者の登録はできないんですと言われて、いや、ホームページにはそんなこと出ていなかったから、どういうことですかと聞いたら、またその上司の人から電話がかかってきて、いや、さっき出た者が間違っただけを言いまして、向丘の取次ぎのところと同じように、大塚もできないと誤解してしまっただけですみませんと言われてたんです。

そういう障害者の登録ということについて、できるかできないかなどという重要なことについて、真砂中央図書館の責任者の一人が誤解しているというのがすごくおかしいし、そもそも中央図書館から4月1日に大塚の図書の窓口ができた時点で、その4月1日から障害者が登録できるように準備していなければならないのに、申込書もその前日に、6月15日に届いたというし、シールに至っては、まあシールはあってもなくてもいいんですが、全くなかったという状態です。

障害者差別解消法の3条で、地方公共団体は、障害者が社会生活を送る上での障壁を除去するために合理的配慮をしなければいけないというのが、3条、5条で定められています。そういう先ほどのことも併せて、図書館とかスポーツセンターでそういうお粗末な状況は大変困りますし、それから、今後、実際にその件で、今、すごく困っていることがあります。私、病気で、嫌な目に遭うと、遭わされた人の顔を見るとPTSDで発作を起こすんです。それで、真砂中央図書館が誤った情報を流したという以外に、その大塚の窓口の職員が、最初できると言っていたのを、中央図書館ではできないと言っているというのと、今度はできないと言い始めて、ま

た中央図書館から訂正が入ると、できるはずですけども、あなたはさっきできないと言いましたよねと言うと、そんなこと言っていませんとか言って、平気ですをつくようなことをされまして、そういうことについて物すごくこだわってしまうというような病気もあるわけです。私もそうなんですけれども。なかなか目の前でうそをつかれまして、あなたは先ほどできないと言ったじゃないですかと。今、できると言っているのはどうしてですかというようなことを、さっきできないと言っていませんという、平気でその虚言を吐かれまして、私、ばかにされているのかと思ひまして、結局ものすごい長い時間をかけて上司なんかも中央図書館から来て、説得してやっと謝ってもらったんです。

その人の顔を見ると、私、発作を起こしそうなので、その職員に対応しないでほしいということで、中央図書館にお願いしているのに、全くそれについての有効な手だてを打ってくれません。そもそも私が自分の顔を覚えてほしいというふうに、ほかのスタッフに言いに行っても、わざと顔を伏せたりして、私の顔を覚えようとしません。私の顔を覚えなくてどうやってその職員を、私が窓口に来たときに、その職員を後ろに行かせることができるのかと幾ら聞いても、1か月近く、それこそ障害福祉課の障害者差別法関係の担当者の渋谷係長から何回も言ってもらって、やっと初めて来たけれども、具体的なことは何も言っていないです。どうやってフィジブルな方法で、私が、ほかの図書館の職員が私の顔を認識して、その問題の私にPTSDを与えそうな職員を、特定の職員を接触しないようにするかということについて、全く具体的で実行可能な方法を提示してくれられません。いまだにそういう状態なので、もう安心して使えませんので、一番近いところが、図書窓口がそこであるにもかかわらず、それは大変な社会的障壁です。

私は、下肢4級の障害者手帳を持っています。だから、近くないところに行くのは大変なんです。そして、精神障害のほうで、ひどい目に遭われた人に会うと発作を起こすということがあります。もしそちらがちゃんと措置してくれなくて、発作を起こしたら、未必の故意ということになりますので、傷害罪で区とその人を訴えますよというふうに言っても、ああ、私、こう見えても法律家なので、そうです。それはきちんと有効な方法をやってほしいです。

最後に、自立支援医療のことで、予防対策課の精神保健係から、非常に不適切な対応を、去年の11月から受けております。精神の自立支援医療というのは、2年に一遍更新があるんですけども、その手続として、ざっくり分けると、自立支援の受給者証の更新だけを単独でやる場合と、それから、たまたま精神障害者手帳の更新の時期が合う場合は、併せて申請するという場合があります。

重度かつ継続の医師の意見書というのは、手帳と自立支援と両方同時に申請する場合は、所得によっては必要になります。非課税の場合は要らないんですけども、一定の所得がある人は必要です。でも、自立支援単独で申請する場合は、所得がどんなに高くても必要ないんですね。それで、私、自立支援単独の申請ですと何度も言って、それ専用の、身体障害もあるということ、申請書を送ってもらっているのに、誤って、所得によっては意見書が要りますと案内をされて、しかも、私を電話口で待たせて、私はその前に足立区にいたので、足立区に照会して私の所得を調べるというプロセスまでに踏んだのに、後でそれが誤っているということ指摘すると、それは私は非課税ですから、結論は合っていますけれども、結論として不要ですと答えましたというところだけしか認めないんですね。いや、その前の過程で私の所得を調べたということは、単独申請でも所得によっては意見書が必要だという、大変な手続に対する誤解を、その係全体がしていたということになるじゃないですかと、幾ら区民の声で追求しても、そこはもうほとんど木で鼻をくくったような対応しかしません。恐らく虚偽公文書作成罪に当たることを避けるために、結論として不要とお答えしましたとしか言ってくれないんですね。いや、そうじゃなくて、結論は一緒だけれども、プロセスとして私の所得を調べたということは、単独申請でも必要な場合があるというふうに大変な誤解をしていたということじゃないかと、幾ら追求しても、私はすごく細かく証言できるんだから、検証の機会を設けてくれと言っても、絶対設けてくれません。

区民の声というのは、ちゃんと第三者機関がチェックするようになっているんでしょうか。私が聞いた限り、その苦情を言われた当該部署に流すだけで、その部署がきちんと正直に対応したかどうかというのをチェックする機関がないように思えるんです。これが普通の会社でしたら、お客様相談室みたいなものがあって、苦情が来ると、必ずそこがきちんとその当該部署が対応したかどうかをチェックしたり、統計を取ったりして、監督をする部署があるんですが、どうも文京区にはそういうことがないみたいで、そういうその情報を何回も何回も区民の声で回答が来ても、誰もチェックしないという状態ですよ。だから、私、ここに来ざるを得なかったんですけども、係長自らが誤解していたので、何か口裏合わせみたいなことをしたというふうに、ぼろっとほかの職員が漏らしていました。みんなここは大丈夫だよなという感じで。

とにかく、自立支援単独申請の場合と、手帳の更新も一緒に申請する場合は違うんですから、その手続を混同して覚えているような信じられないようなことは、障害者差別解消法違反も甚だしいですし、解消していただきたいし、正直に認めていただきたいんです。

ちなみに、受給者証というのは、都知事が出すものと区長が出すものと2つありますよね。それで、都知事が出すものは都に一回送るんですけども、区長が出すものは区役所の中だけで処理できるのに、私が去年の4月に転入したときに出したものを、店晒しになっていました。そのままにしていました。私、この問題が起きて初めて気がついて、慌てて送ってきました。まあそれは正直に認めてくれましたけれども、それも許し難い業務懈怠ですよ。

まあ障害者に関することだけでもそういう3点があって、ほかにもいろいろあるんですけども、きちんと対処していただけないと、安心して文京区に住むことができません。

私は、筑波大付属高校からいって、文京区というのは何て素晴らしいところなんだろうと思って、大学も文京区内にあるところで法学部を出ました。文京区を愛してここにわざわざ転入してきたのに、どうしてこんな目に遭わなきゃいけないのか、本当に本当に残念でなりません。障害者のことだけでもきちんと対処して下さるようお願いいたします。

それから、ほかの障害者に関係ないところにも、いっぱいいろいろなミスとかがありましたから、それに関しては区民の声で上げますが、きちんと第三者である部署が、その当該部署が握り潰したりいいかげんなことをしていないかチェックする部署をつくっていただきたいです。一般企業にあるお客様相談室みたいな。そうじゃないと、自浄作用がないということになります。

急ぐのは、怖くて私は一番近い図書館に行けずにいるので、私にPTSDを起こすことが合理的に予測される職員について、私が顔を合わせないで済むような、フィージブルで有効な方法をきちんと提示してほしいということが、一番急ぐことです。よろしく申し上げます。

#### 【障害福祉課長】

障害福祉課長でございます。

いただいたご要望、ご質問につきまして、個別のことにお答えする時間が、なかなか今は難しいものですから、一般的な話でまずお答えさせていただきます。

ご発言の中に、障害者差別解消法に関すること、お話ありましたけれども、私たちとしてもこの法の趣旨にのっとりまして、障害のある方がいろいろなサービスを利用しやすく、また適切に受けられるように、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

まずは、回答としては以上でございます。

#### 【参加者】

個別のことについては、お答えいただけないんですか。今日じゃなくてもいいんですけども。何らかのご回答をいただけないんですか。今日は無理でしょうけれども。

**【広報課長】**

いただいた内容につきましては、所管課のほうに内容をお伝えいたしまして、しかるべく対応を取らせていただきたいと思います。

**【参加者】**

いや、そのところに言ったって、同じ答えしか来ないですよ。ちゃんとしているかどうかチェックするところはないということですね、じゃ。今までどおりということですね。

**【広報課長】**

ここでは個別の件について詳細なことが分かりませんので、改めて所管課のほうに確認をさせていただきますと思います。

そのほかにございますでしょうか。

**【参加者】**

初めまして。私たちは、昨年の10月から、発達グレーゾーンの子どもの親の集まる会を開催しております。未就学児とか手帳の有無問わず保護者の相談に乗っております。

そこで、上がってくる幾つかの問題について少しお話しさせていただきたいと思っています。

まず1点目が、支援級が全校設置されていないというところで、普通級から転校せざるを得なかったり、通学で越境するというところで、送迎がととても大変という問題があります。こちらは支援級の連絡協議会でも団体交渉しているところなんですけれども、杉並区では、もう支援級は全校に配置しますというお話が出ています。文京区で、今後、全校配置するビジョンがあるかどうか教えていただきたいです。

また、その通学のハードルや様々な障害をお持ちの方とか妊婦さんなどが、移動が楽になるように、豊島区では定額制で、m o b i というタクシーが定額で乗れるというプランが導入されておりまして、それについても文京区でタクシーのサブスクを利用するビジョンがあるかどうかもお答えください。

あと、グレーゾーンの親の支援がととても急務だなと考えております。民間のペアレントトレーニングはととても高額で、皆さんお忙しく働いていらっしゃるなので、全ての方が受けていらっしゃるわけではありません。それは、虐待につながったりしますので、区でペアトレや親の支援について居場所づくりも含めて検討していただきたいなと思っております。

あとは、全校に今後支援級が配置されないという場合に、各学校に心理士や作業療法士など、スクールカウンセラーさんやソーシャルワーカーさんもいらっしゃる場所もあるんですけれども、チームになっていろんな子どもを見られるようになると、支援級に行かなくても普通級



でケアできる子供が増えたりとか、適応できる子どもが増えたりするのではないかなと思います。

それと、インクルーシブ教育についてですけれども、支援級がある学校は交流及び共同学習をやっていますというお話があったんですけれども、ない学校については、恐らくもう小学校で中学受験してというので、大人になって社会に出るまでそういう障害の方と一緒に暮らすとか働くということはなくなっていくんじゃないかなと思うんです。小学校のうちに、いろんな子どももいるし、これから多様な社会を生きていく子どもたちやその保護者について、偏見を持たないようにという、本当の意味でのインクルーシブ教育を、全ての生徒にさせていただきたいと思っております。

最後に、私の友人が、20年ほど前にスウェーデンのほうのインクルーシブ教育の現場を研究しに行ったことがありまして、今現在パリに住んでいるんですが、この間帰国した際に、日本はまだそんな状況なの、ちょっと帰ってきて暮らせないという言い方をされたんです。彼女に改めて20年以上前にスウェーデンで行われているインクルーシブ教育のことを聞いたら、障害者のためではなくて、将来リーダーになる人たちが、彼らと一緒に生きていくために、小さい頃から一緒にいなければ、一緒に生きていくということをそもそも知らないまま育っていく。そうすると、結局国を動かしていく、地域を動かしていくトップが無知になってしまうので、だからこそインクルーシブでやってきていると。だから、教室の中で重度のお子さんが壁に激突しても、誰一人授業妨害だとか言わずに対応もできるし、床に寝転がっている子がいたりとか、よだれが出ている子がいても、別にそういう子に優しくしましようじゃなくて、当たり前近くの子がティッシュで拭いたりとかいろいろとか、日常にいるので、まちな出ても困っている人たちを見つけて、ぱっと手を貸すことがとても上手だという話を聞きました。

実際に私もヨーロッパに行っているときにも、ちょっと子連れで困ったなというときに、ぱっと手を出してもらえるということが慣れているなということを感じました。

私達の子供たちはグレーゾーンで、将来、多分障害者枠で生きていかない。そうすると、通常の中で生きていくことになるというところを考えたときに、その不安を抱えていらっしゃる親御さんたちもいるんですが、反対に、私たちの娘が支援級に移動したときに、もっと重度の子たちに初めて会って、娘は最初戸惑いましたが、すぐに今度は重度の子たちのサポートが上手になっています。これは、やっぱり見たことがなかったという彼女が、当たり前にいる環境に毎日いることになって、いろんな人がいるということで、自分自身のことも大切に考えながら、できることを頑張ろうと、今、やってくれています。なので、文京区の中で、非常にエリ

ートなお子さんたちが多くも分かっていますし、それぞれが学びの場所というものは提供されることが大事であるんですが、分けてしまうとか、分けるところの境界にいる子たちが支援級に行く、行かない。今度行くと決めたら転校しなきゃいけない。新しい環境という、このいろいろ様々な問題が、実は今回、初めてこれだけのお話を私たちも伺ったりはしましたけれども、そのライン引きというものではなく、グレーゾーンと言われる私たちのグラデーションの難しさを改めて感じたときに、これはグラデーションの問題ではなく社会全体、本当に障害というものをどう捉えていくのかという問題だなと思って、でも、私たちも完全にボランティアで今やっているところで、どういう形で関わっていったらいいんだろうかという悩みも抱えています。

ですので、お答えいただくということは今日は無理かもしれませんが、でも、ぜひとも支援されるというのではなく、みんなで生きていくための、本当に抜本的な、もう何かちょっと変えるじゃ無理だなというシステムの問題を改めてひしひしと今日感じました。今日お答えいただくことは無理かもしれませんが、ぜひともそういった方向性や、区長さんのお考えとか将来ビジョンみたいなものを、改めてお聞かせいただけるような形がいただけたらうれしいです。

長くなりました。以上です。

#### 【広報課長】

それでは、今回ご要望というかたちでお受けさせていただきたいと思います。

それでは、時間を超過しておりますので、まだ手を挙げられている方もいらっしゃいましたが、ご発言できなかった方や、追加のご質問があれば、改めて各関係課あるいは広報課まで直接お問合せいただければと存じます。申し訳ございません。

最後になりますが、成澤区長より、本日の総括とご挨拶を最後に申し上げます。

#### 【区長】

今日は限られた時間ですが、各団体の皆さん、そして一般参加の皆さんから様々なご意見をいただきましてありがとうございます。

みんなが主役のまち文京区を目指していますので、引き続き皆さんと真摯なお話合いをしながら、ご納得いただける区政に心がけていきたいと思っていますので、今後とも所管課に対して様々なご意見、ご要望等、私たちが気づかない点については気づきを与えていただいて、共に歩んでまいりたいと存じます。

本日はご参加をいただきましてありがとうございました。

**【広報課長】**

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、本日の集いを終了させていただきます。

円滑な進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

それでは、終了いたします。

～終了～